

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)  
第二十三条の五の三 省略

25 22 省略

23 施行令第四十条の四の三第三十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の三第三十九項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)並びにその移管がされた年月日

二 五 省略

24 30 省略

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)  
第二十三条の五の四 省略

25 21 省略

22 国税庁長官は、別表第十二(一)から別表第十二(五)までの書式及び別表第十二(六)の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを別表第十二(一)から別表第十二(六)までに定める大きさ以外の大きさ(産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。)とすることができる。

23 省略

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)  
第二十三条の八の八 省略

26 13 省略

14 法第七十条の六の八第八項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類(第三項の規定の適用がある場合には、第三号に掲げる書類を除く。)とする。

一・二 省略

三 法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により特定事業

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)  
第二十三条の五の三 同上

27 22 同上

28 同上

一 教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた施行令第四十条の四の三第三十九項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。)並びにその移管がされた年月日

二 五 同上

29 30 同上

(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)  
第二十三条の五の四 同上

30 21 同上

22 国税庁長官は、別表第十二(六)の様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

23 同上

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)  
第二十三条の八の八 同上

31 13 同上

14 同上

一・二 同上

三 法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により特定事業

用資産を取得した者が当該贈与の直前において当該特定事業用資産に係る同条第二項第二号ハに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類

四〇八 省 略

15〇31 省 略

(特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第二十四条の十三 施行令第四十条の二十五第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第三十七号に規定する送信空中線系とする。

2 省 略

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の二 法第八十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、次に掲げる事項(当該登記を受ける事項が同項第四号から第六号までに掲げる事項である場合には、第三号に掲げる事項を除く。)の記載があるものを添付しなければならない。

一 省 略

二 当該登記を受ける事項が記載された施行令第四十二条の六第二項各号に掲げる計画に係る認定の日

三 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の六第二項に規定する金額(同項各号に掲げる計画について既に法第八十条第一項第一号から第三号までの規定の適用を受けたことがある場合には、当該金額のほか、その旨及びその適用に係る資本金の額の増加の内容)

2〇6 省 略

用資産を取得した者が当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る同条第二項第二号ハに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類

四〇八 同 上

15〇31 同 上

(特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第二十四条の十三 施行令第四十条の二十五第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、電波法施行規則第二条第一項第三十七号に規定する送信空中線系とする。

2 同 上

(認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等)

第三十条の二 同 上

一 同 上

二 当該登記を受ける事項が記載された認定事業再編計画(法第八十条第一項に規定する認定事業再編計画をいう。次号において同じ。)又は認定事業基盤強化計画(施行令第四十二条の六第二項に規定する認定事業基盤強化計画をいう。同号において同じ。)に係る認定の日

三 当該登記を受ける者に係る施行令第四十二条の六第二項に規定する金額(一の認定事業再編計画又は一の認定事業基盤強化計画について既に法第八十条第一項第一号から第三号までの規定の適用を受けたことがある場合には、当該金額のほか、その旨及びその適用に係る資本金の額の増加の内容)

2〇6 同 上